

## 佐久市農業振興事業補助金 特産物産地育成事業交付内規

### (趣旨)

第1条 佐久市農業振興事業補助金の特産物産地育成事業（以下、本事業）は果樹の作付面積の拡大による産地化や推奨される品種への更新を目的とし、果樹苗木の導入に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。本事業については、佐久市補助金等交付規則（以下、規則）及び佐久市農業振興事業補助金等交付要綱（以下、要綱）に定めるもののほか、以下に必要な事項を定める。

### (補助対象経費)

第2条 本事業の補助対象は、下表の品目および品種の苗木を下限本数以上導入するのに要する経費とする。

品目	品種	下限本数
りんご	シナノドルチェ、シナノリップ、シナノスイート、ふじ、つがる、ぐんま名月、紅玉	50本
もも	なつっこ、川中島白桃、あかつき	10本
プルーン	サマーキュート、オータムキュート、サンプルーン	10本
日本すもも	シナノパール	10本
ぶどう	メルロー、シャルドネ、アルモノワール、ピノグリ	10本

### (交付対象者)

第3条 本事業の交付の対象となる者（以下、交付対象者）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所地を有する農業者、もしくは、市内に事業所を有する農業法人及び農業者団体
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 本事業で導入した果樹を適正に維持管理できる者
- (4) 周囲の住民に配慮した営農を実施できる者

### (補助率及び補助上限額)

第4条 本事業の補助率は第2条で定めた補助対象経費の1/3以内とする。

### (交付申請)

第5条 交付対象者は苗木を購入する前に、交付申請書を4月の最初の開庁日から4月28日の間に市長に提出する。なお、予算に余力がある場合は再度、提出期間を設ける。

2 交付申請書には下記の書類を添付して提出する。

- (1) 購入する苗木の品目、品種、本数、事業費がわかる見積書等の写し

### (本事業の交付の決定)

第6条

市長は、提出された交付申請の内容を審査し、適当と認めたときは、第5条で定めた期間の終了後に、規則第4条に基づき交付の決定をし、その旨を交付対象者に通知する。

(事業の着手)

第7条 本事業の実施は規則第4条の交付の決定後に着手を行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に本事業の着手を行う場合にあつては、交付対象者は、その理由を明記した交付決定前着手届(様式第1号)を、第5条の交付申請の際に、市長に提出する。

2 前項の規定により交付決定前に本事業を着手する場合にあつては、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。

3 市長は、交付対象者が第1項の規定により、交付決定前に本事業に着手する場合には、事前にその理由等を検討して、必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

(実績報告)

第8条 本事業における実績報告書の提出期限は、本事業の完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は事業実施年度の3月18日のいずれか早い日とする。

2 実績報告書には下記の書類を添付して提出する。

- (1) 領収書または支払いが確認できる書類の写し
- (2) 購入した苗木の品目や品種、数量等が記載された納品書等の写し
- (3) 購入した苗木の写真

附則

(施行期日)

この交付内規は、令和5年3月23日から施行する。

様式第1号

第 号  
年 月 日

佐久市長

申請者 住所  
氏名

農業振興事業補助金（特産物産地育成事業）の交付決定前着手届

令和 年度の農業振興事業（特産物産地育成事業）について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手をしたいのでお届します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。